

## 再授与申請必要書類

岐阜県授与の免許状と、他県授与の免許状で再授与に必要な書類が異なります。授与された都道府県を確認のうえ、書類をご用意ください。なお、申請準備を進める前に、下記事項について確認してください。

- 免許状の有効性について確認してください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/321399.pdf>
- 複数の免許状を再授与申請する場合、⑪以外の書類は申請枚数分ご用意ください。
- 下記必要書類は、別表第1,2,2の2等単位修得により授与された免許状の再授与に必要な書類です。  
別表第3,4,6,7,8等検定により授与された免許状の再授与をご希望の場合、義務教育課管理免許係までお問い合わせください。

	岐阜県授与	他県授与
①申請書	○	○
②履歴書	○	○
③宣誓書	○	○
④基礎資格を確認する証明書 (卒業(修了)証明書原本、保健師証・栄養士証の写しなど)	×	○
⑤学力に関する証明書(原本)※1	×	○
⑥実務に関する証明書	×	○(実務振替する場合)
⑦介護等体験証明書	×	×
⑧過去に免許状が授与されていたことが確認できる書類 (免許状原本又は写し、授与証明書原本※2)	○	○
⑨戸籍抄本(コピー不可)※3	△	△
⑩手数料 令和8年3月授与まで：3,300円、令和8年4月以降：3,800円	○	○
⑪返信用封筒(切手貼付)※4	○	○

※1 単位修得時の適用法令の学力に関する証明書を取得してください。

※2 授与証明書は、免許状を授与された都道府県に発行依頼してください。

※3 提出書類と現在(申請時)で氏名や本籍地が異なる場合に提出が必要です。

氏名、本籍が2回以上異動した場合と、戸籍抄(謄)本の記載事項のみで、本籍地や氏名の異動が確認できない場合は、戸籍抄(謄)本の他に、異動状況が確認できる書類(例：除籍謄本、改姓原戸籍抄本等)が必要になります。

※4 切手料金：免許状が1～4枚の場合530円、5枚以上の場合620円